

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	三三
告 示	
○ 土壌汚染対策法により要措置区域を指定する件	三三
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三三
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件	三三
○ 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	三三
○ 保安林の指定を解除する予定である件	三三
○ 道路の区域を変更する件	三四
○ 道路の供用を開始する件	三四
○ 過疎地域自立促進特別措置法により町道の改築工事を開始する件	三四
○ 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三五
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三五
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三五
○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三六
○ 都市計画事業の認可の告示があった件三件	三六
○ 落札者を決定した件	三七

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第二十三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一株式会社東邦銀行平支店の項中「株式会社東邦銀行平支店」を「株式会社東邦銀行いわき営業部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第六十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定する区域
伊達郡川俣町字川原田四一番一、四二番及び五七番一の各一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物又はふっ素及びその化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

（水・大気環境課）

福島県告示第六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

六年三月二十四日から同年四月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール坂下店 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から平成二十六年三月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十三日認可した。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の四五(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
- 二 解除予定保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の四五(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
須賀川市滝字炭焼一の三九、長沼字家老内二の一五八から二の一六一まで
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため
- 二 解除予定保安林の所在場所
須賀川市滝字炭焼一の三九、長沼字家老内二の一五八から二の一六一まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方停車場線	喜多方市字町田八二六九番二地先から同 市字一本木上七七八番一〇地先まで	変更前	一八・〇	四二二・六
		変更後	一八・〇	四二二・六

(道路計画課)

福島県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方停車場線	喜多方市字町田八二六九番二地先 から 同 市字一本木上七七四八番一 〇地先まで	平成二十六年三月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第百七十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により、町道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 開 始 の 年 月 日
野沢柴崎線	耶麻郡西会津町野沢字熊ノ宮甲 六三八番二地先から 同 郡同 町新郷大字三河字 中道下三三一〇番一地先まで	橋梁工	平成二十六年三月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第百七十五号

福島県収入証紙条例（昭和二十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年三月十二日次のとおり指定した。

平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
近藤 博 福島市土湯温泉町 平成二十六年四月一日から平成 福島市御山字検田八

字下ノ町一七番地 三二年三月三十一日まで

一番地の二 (出納総務課)

公 告

公告第九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月十日

二 名称

特定非営利活動法人おーでらす

三 代表者の氏名

今野 万里子

四 主たる事務所の所在地

福島県耶麻郡磐梯町大字更科字権現森四十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、会津地域を中心とした福島県民に対して、里山資源のブランド化等に
関する事業を行い、人も自然も「イキイキ」と暮らす地域づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月十日

二 名称

特定非営利活動法人福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会

三 代表者の氏名

澤田 和美

丸 光恵

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市野田町六丁目四番七十四一五号 メゾンオーブC二〇三

五 定款に記載された目的
この法人は、福島県内の児童養護施設に措置されている子どもを対象に、低線量被曝の最小限化と健康状況の把握を行い、健康被害の早期発見および早期治療を行うこととで、包括的な健康管理事業を行うこと。また子どもを養育する職員健康管理を行い、さらに広く市民に対して児童養護施設の子どもの健康に関する啓発活動を行うことを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、湯川村から塩川都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	福島県	事業者の所在地	福島市中町七番一七号 福島県北建設事務所	事業地の所在	収用の部分 更なし 使用の部分 なし
---------------	-----	---------	-------------------------	--------	-----------------------------

(まちづくり推進課)

公告第九十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	福島県	事業者の所在地	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	事業地の所在	収用の部分 更なし 使用の部分 なし
---------------	-----	---------	-----------------------------	--------	-----------------------------

(まちづくり推進課)

公告第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	福島県	事業者の所在地	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	事業地の所在	収用の部分 平成二十四年度東北地方整備局告示第四十七号の事業地のうち、いわき市小名浜字辰巳町及び定西地内において事業地を変更する 使用の部分 なし
---------------	-----	---------	-----------------------------	--------	--

(まぢづくり推進課)

し

公告第96号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年 3月24日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
生徒用机、椅子 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 1月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社フォーピース 福島県福島市笹谷字谷地南15番地1
- 5 落札金額
21,866,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年 12月 3日

(入札用度課)